

## 不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	市民局消費者センター (06-6614-7523)
処分課（担当）名	市民局消費者センター
処分の名称	不当景品類及び不当表示に関する資料提出要求・措置命令
概要	一般消費者がよりよい商品やサービスを自主的かつ合理的に選択できるよう、「不当景品類及び不当表示防止法」（景品表示法）において、商品やサービスの品質、内容、価格等を偽って表示を行うことを厳しく規制するとともに、過大な景品類の提供を防ぐために景品類の最高額を制限している。 この法の規定に違反する行為があると認められるときは、当該事業者に対し、当該表示の裏付けとなる合理的な資料提出の要求や、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命令することができる。
根拠法令等 及び条項	不当景品類及び不当表示防止法第7条、第29条第1項、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条（昭和37年法律第134号） 不当景品類及び不当表示防止法施行令（平成21年政令第218号） 大阪府消費生活行政事務に係る事務処理の特例に関する条例第3条（平成12年大阪府条例第4号） ( <a href="https://www.pref.osaka.lg.jp/houbun/reiki/reiki_honbun/k201RG00000161.html">https://www.pref.osaka.lg.jp/houbun/reiki/reiki_honbun/k201RG00000161.html</a> )
処分基準	景品表示法第4条の規定による「景品類の制限若しくは禁止」又は第5条の規定による「不当な表示」に該当する行為があると認められるときは、当該表示の裏付けとなる合理的な資料提出の要求や、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命令することができる。 【参考】 法第4条では、消費者が景品によって商品・サービスを選択するようになると、質のよくない商品や価格の高いものを購入し不利益を被る恐れがあることから、景品類の価格の最高額若しくは総額、種類若しくは提供の方法その他景品類の提供に関する事項を制限し、又は景品類の提供を禁止している。 法第5条では、商品・サービスの品質や価格、取引条件などについて、実際よりも著しく優良又は有利であると見せかける表示が行われると、消費者の自主的かつ合理的な選択を阻害する恐れがあることから、消費者に誤認される不当な表示を禁止している。
ホームページ	—
備考	